

大山町監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

令和5年3月22日

大山町監査委員 石黒 澄男
大山町監査委員 野口 俊明





発大監第64号

令和5年3月22日

大山町長 竹口 大紀様

大山町議会議長 米本 隆記様

大山町監査委員 石黒 澄男

大山町監査委員 野口 俊明



令和4年度定期監査の結果について (提出)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、下記のとおり監査結果の報告を決定したので提出する。

記

第1 監査の概要

1 監査の基準

本監査は、大山町監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査として実施した。

3 監査の対象

事前に指定管理者制度で管理される施設区分ごとに、基本協定書または年度協定書等により提出を求めている資料の令和元年度から令和3年度までの提出状況に係る調査表を徴した。その結果を踏まえ監査委員が、事業報告書等の確認が必要だと総合的に判断した施設区分を監査対象とした。

4 監査の期間

令和5年2月16日(木)

5 監査の対象とした所管課

部署	指定管理区分	備考
観光課	南光河原駐車場	
	大山スポーツ公園	総合体育館を含む4施設
農林水産課	御来屋水産物直販所	
	獣肉解体処理施設	
財務課		指定管理者制度に係る総括

6 監査の着眼点

本監査における着眼点は、以下の2点である。

- (1) 事業報告書が規定の報告事項を網羅しているか
- (2) 事業計画書に対する実績が精査されているか

7 監査の方法

対象施設区分の所管課から基本協定書、調査表で報告された書類一式及び収支決算を確認できる書類を徴し、提出された書類に基づき所管課から説明を聴取し監査を実施した。

第2 監査の結果

1 概要

契約の事務処理等に関して、おおむね適正に処理されていると認められた。しかし、一部の事務処理に改善を要する事項が見受けられた。

2 部署別の監査実施状況

本監査では、指定管理者制度により管理される4件の指定管理区分について、前述の着眼点を中心に監査を実施した。

なお、監査で確認できた項目は以下のとおり。

(1) 観光課

【南光河原駐車場】

- ・業務報告は、基本協定第20条により毎年度終了後及び仕様書半期終了後に規定された項目について報告することとなっている。しかし、半期毎の報告書は確認できたが、年度終了後の報告書は町への提出が確認できなかった。
- ・損害保険の加入は、仕様書7(4)により加入することとされているが、指

定管理者の保険加入状況が担当課では把握されていなかった。このほか管理業務は多岐にわたるが提出されている業務報告書では一部網羅できていない事項も見受けられた。

- ・指定管理納付金を基本協定において規定している場合は、収支決算に基づき額が確定されるため十分に留意されたい。

【大山スポーツ公園】

- ・業務報告は、基本協定第 21 条により毎年度終了後及び仕様書 6(1)により月毎に規定された項目について報告することとなっている。しかし、四半期毎に報告書が提出されており、年度終了後、月毎の報告書は町への提出が確認できなかった。
- ・損害保険の加入は、仕様書 7(4)により加入することとされているが、指定管理者の保険加入状況が担当課では把握されていなかった。このほか管理業務は多岐にわたるが提出されている業務報告書では一部網羅できていない事項も見受けられた。
- ・開館時間及び休館日の取り扱いは、仕様書 3 により町長の承認を得て変更することができることとされているが、施設のHPを確認したところ担当課の把握していない休館日が確認された。
- ・業務報告書において利用料金収受の明細が報告されているが、一部明細に不明瞭な箇所が確認された。

(2) 農林水産課

【御来屋水産物直販所】

- ・業務報告は、基本協定第 21 条により毎年度終了後及び仕様書 12 により月毎及び四半期毎に規定された項目について報告することとなっている。しかし、年度終了後の報告書は確認できたが、月毎及び四半期毎の報告書は町への提出が確認できなかった。
- ・年度毎の業務報告書は提出期限を過ぎて提出されており、指定管理者への指導を行った経過は確認できなかった。月毎の業務報告書は報告文が確認できないものの、顧客人数及び売上高に関する参考資料が確認できた。
- ・収支決算に不明瞭な箇所があり、担当課として精査ができていないか疑問な点が見受けられた。
- ・指定管理に係る管理業務は多岐にわたり、提出されている業務報告書では一部網羅できていない事項が見受けられた。

【獣肉解体処理施設】

- ・事業報告は、基本協定第 21 条により年度毎及び月毎に規定された項目について報告することとなっており、どちらも報告書の提出が確認できた。
- ・年度終了後の事業報告書については提出期限を過ぎて提出されていた。
- ・収支決算の科目が、事業計画書と事業報告書で一致しておらず、町民が見て理解しがたい内容だった。本監査の中で、町民にとってわかりやすく説明できる収支決算に整理するよう担当課には指導した。
- ・保険については、基本協定第 26 条第 2 項により指定管理者は施設賠償責任保険、損害保険及び生産物賠償責任保険を付保しなければならない規定となっている。しかし、指定管理者の保険加入状況が、担当課で把握されていないかった。
- ・本施設の設置管理条例では使用許可に関する条項がなく、つまり、指定管理者へ法律行為の委託がなく施設利用者という概念が無いという整理になる。また、本施設はイノシシの受け入れから販売までが管理業務とされているが、イノシシの持ち込み可能な者については条例や基本協定に定めが無かった。このことについて担当課へ聞き取りを行ったところ、持ち込みは本町の猟友会の会員に限られ、一般に開かれた施設になっていないことが確認できた。施設の性格上、イノシシの持ち込みが本町の猟友会に限られることは理解するが、公の施設であることを踏まえ、町民にその旨が理解できる規定にしておくべきだと担当課には指導した。

第 3 監査意見

1 事業報告書について

(1) 提出期限

事業報告書は、大山町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 11 条において毎年度終了後 30 日以内に提出しなければならないと規定されている。しかしながら、提出期限を過ぎて提出されている報告書が本監査の中で散見されたところである。提出時期については、指定管理者と再度認識を共有し、仮に規定の期限内での提出が困難だとする理由が多々確認できるようであれば、条例に規定の提出期限を再検討することも必要である。

(2) 報告内容

事業報告書の報告事項については、指定管理に係る管理業務から自主事業の実施状況まで広範にわたる。本監査の中で、担当課から資料を徴取し確認

を行ったところ、指定管理者からの報告資料は協定等に規定の報告事項を網羅しきれていない状況であった。

指定管理者に求める資料は、指定管理更新時期にあわせて都度検討し、必要最低限なものとするよう合理化を図られたい。提出資料が整理されることにより、事務の簡素化、指定管理者の負担軽減につながり、やがては行政サービスの向上につながることを期待する。

(3) 収支決算書

収支決算の精査は、施設の状態把握あるいは課題発見において重要なことであり、今後においても町民に対して十分に理解・納得いただける書類を備えておくよう徹底されたい。

(4) モニタリング

指定管理者に対するモニタリングについては、住民サービスの向上、経費の縮減、利用者の安全確保、法令順守、住民への説明責任の観点から適切な制度運用において大切なことである。

モニタリングの実施に関しては、基本協定書や仕様書において方法が定められているところである。実施に際しては、まず必要資料を整え管理体制を熟知され、立入検査を実施し、コミュニケーションをはかり、密な管理状況の把握に努められたい。

2 まとめ

最後に、本監査では事業報告書を重点的に確認し、結果的に指定管理者制度の運用について事務執行上の課題が確認されたところである。監査を進めるなかで感じたことは、担当課ごとに独自に制度運用されている状況が見受けられたことである。施設ごとに設置目的が違えば、運用方法も違うので、管理の確認方法に違いが出てくることは理解できるが、制度運用については町として統一的な考え方を共有しておく必要があると思われる。他の自治体でも例があるように、指定管理者制度の運用に関して本町の統一的な考えを示したガイドラインの作成を検討されたい。

今後も施設利用者へのサービス向上に向けて、適正な管理を引き続き努められたい。